

GGL 認証要求事項へのマネジメントのコミットメント

1. マネジメントによるコミットメント

大洲バイオマス発電株式会社 は、下記の GGL 認証基準の該当するすべての要求事項を遵守することを約束し、宣言します。

- GGLS1 – COC criteria
- GGLS4 – Transaction and Product Certificate
- (GGLS6 – Power Company Criteria)

第三者に対してこの声明のコピーを提供することができます。

2. 環境責任

当社は、責任あるバイオマス調達に関する経済産業省の要求事項に準拠し国際的に認められた基準に照らして認証された製品の調達に取り組んでいます。

3. 社会的責任

当社は、論議の余地がある商習慣に関与することやその利益を得ることへの回避をコミットしています。以下に限定されないが、例として挙げられるものは以下の通りです。
移動

- 債務労働、強制囚人労働、奴隷、隷属、人身売買を含むあらゆる強制労働。
- あらゆる義務教育終了に満たない年齢、15 歳未満の年齢の児童労働。
- 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、カースト、国籍または社会的出身、財産、出生、労働組合への加入、性的指向、健康状態、家族的責任、年齢、障害、またはその他の特徴に基づく差別。
- 火災、騒音、事故、有毒物質によるリスクを含むがこれらに限定されず、安全でないまたは不健康な作業環境。サプライチェーン内のすべての企業は、適切な健康と安全のポリシーと手順を確立し、これに従う必要があります。
- あらゆる賄賂および汚職。

当社の組織または当社のサプライヤーがこれらの問題のいずれかに関与していることが判明した場合、当社はそのような状況を軽減するために適切な措置を講じることに努めます。

4. 健康と安全

当社は、必要な健康と安全対策がすべて確実に講じられるよう取り組んでいます。これらの対策を通じて、当社は従業員が健全に業務を遂行し、働くことができる安全で健康的な環境を提供します。

5. 品質管理

当社は GGL 認証バイオマスおよびそれから得られる電力のトレーサビリティを確保し正確に記録すること、GGL 認証バイオマスから得られた電力について適切に表記・主張すること、GGL 認証管理システムを継続的に改善、維持し、実行すること、そのほか品質に関する記録を適切に維持することを宣言します。

当社はさらに、該当する GGL 基準の要求事項を遵守するために、関連するすべての従業員が職務を遂行するために必要なトレーニングを受け、能力を備えていることを保証します。また年次内部監査の実施を含む認証要求事項を遵守するために必要なリソースをすべて提供します。また、GGL 認証管理システムはマネジメントによってレビューされ、提案されたフォローアップについてサポートするものとします。

6. 合法性

当社は、原材料の原産国で適用される法律に従って生産、加工、取引された素材のみを調達することに取り組んでいます。また、日本の関連当局が定めた、日本における電力および/または熱の生産のための原料としてのバイオマスの使用に関連する法律および規制を遵守することを宣言します。

署名者:発電所長 片山 広志

日付: 2026. 6. 12

[社判とサイン]

片山 広志

